

## なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会運営要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会規則（令和3年3月奈良県規則第65号。以下「規則」という。）第8条の規定により、なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （会議の招集等）

第2条 委員長は、規則第5条第1項の規定により委員会の会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

2 委員長は、新型コロナウイルス感染症の状況等に鑑み、委員会の会議を招集することが適当でないと認めるときは、必要に応じ、web会議その他の電磁的方法又は書面により、委員に対し議決を求めることができる。

### （会議の公開）

第3条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に諮って全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会議の公開に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

### （議事録）

第4条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公開する。ただし、委員長が公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

### （その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

## なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会傍聴要領（案）

### 1 傍聴する場合の手続

- （１）会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- （２）傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- （３）傍聴者の定員は、原則として１０名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

### 2 会議の秩序の維持

- （１）傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- （２）委員長は、傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じる場合があります。

### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を遵守してください。

- （１）会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と意見を表明しないこと。
- （２）騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- （３）飲食又は喫煙を行わないこと。
- （４）写真撮影、録画等を行わないこと。ただし、委員長が認めた場合は、この限りではない。
- （５）その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。